

子どもが安心して学べる学校

いじめを許さない学校

思いやり溢れる学校

基本方針

- *生徒が、安心して学校生活を送ることができるよう、いじめのない学校を目指す。
- *いじめは、絶対に許されない行為であり、いじめを行ってはならないこと、また、他の生徒に対して行われるいじめを認識しながら、それを傍観するようなことはあってはならないこと等の指導を徹底する。
- *いじめは、いつでも、どこでも起こりうるという認識の下、学校として日常的に未然防止に取り組み、いじめを把握した場合には、速やかに解決をする。
- *いじめ防止等の対策として、早期発見、早期対応を基本として、学校全体で組織的に取り組む。さらに、学校、家庭、地域、その他の関係者が基本的な考えを共有し、いじめ問題の克服に向けて、連携・協力して取り組む。

【未然防止】「思いやりの心の醸成」

- *道徳授業の充実（多様な価値観に触れる）
- *レジリエンス教育の充実
- *エンカウンターによる相互理解
- *学校・学年・学級でのピア・サポート活動の充実
- *教育活動全般における「言語活動指導」の充実
- *いじめに対して家庭で心がける五ヶ条の推進
 1. 子どもにもっと目を向けよう。
 2. 思いやりの心を育てよう。
 3. 自分を大切にすることを育てよう。
 4. 明るく素敵な家庭を作ろう。
 5. いじめを許さない環境をつくろう。
- 昨年度の取り組みの評価 —
 - ・道徳資料を効果的に活用し、道徳22項目の全実施に努めるとともに、縦割り集団で全校道徳を行った。
 - ・体育祭での縦割り活動を通して、生徒のピア・サポートの意識が向上した。

【早期発見】「子どものサインに気づく目をもつ」

- *いじめアンケートや学校生活アンケートの実施後、生徒の実態把握に努め、寄り添う指導を行う
- *教職員の情報交換の活発化
- *欠席者への家庭訪問・電話連絡の実施
- *授業観察や生活ノートの点検、年2回の教育相談等を通じた生徒理解
- *SC・SSW・学校支援相談員等との連携
- 昨年度の取り組みの評価 —
 - ・学年間、担任と教科担当との連絡を密に行ったことや日々の生活ノートの丁寧な見取りを行った。
 - ・いじめアンケートや学校生活アンケートを実施し、いじめや悩みの早期発見につなげることができた。
 - ・SC・SSW・学校支援相談員との連携で生徒の不安感や悩みを早期発見し、早期対応につなげた。

【早期対応】「チーム対応・素早く対応」

- *迅速な聞き取り・情報収集
- *迅速な家庭連絡・被害者の保護
- *迅速な加害者指導及び継続的な成長支援を行う
- *被害者の立場・加害者の立場にたった対応
- *迅速な全体指導・全体説明
- *積極的に保護者に報告すると共に、保護者への対応は、複数教員で実施
- *関係生徒の学習保障・生徒指導等に関する事後指導を丁寧に行う。
- 昨年度の取り組みの評価 —
 - ・学年職員で役割分担し、当該生徒だけでなく、周囲の生徒一人一人から話を聞くなど迅速な対応ができた。家庭との連絡も密にとり、丁寧に努めた。
 - ・一報で全職員が情報共有し、その後の支援体制を整えた。

【PTAや地域との連携】

- *家庭啓発活動の充実（子どもに目を向けさせる）
- *PTA 育成部活動の実施
- *青少年健全育成会（学習会）実施
- *朝の挨拶運動の実施

【児童生徒が自ら考える場・機会の設定】

- *生徒が、自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動を推進
- *生徒集会・ピアサポート活動の充実
- *「いじめの問題」や「いじめ撲滅」についての学級活動・生徒会活動の実施
- *自己有用感をもてるような環境づくり

【いじめ対策委員会】

委員
校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、特別支援コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

【職員研修・指導体制】

- *学校がいじめを見逃すことなく、組織として情報を共有し、確実に判断・対応ができるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を含めたチームで、対応できる体制を整備する。
- *緊急度・重要度のある事案については、ケースカンファレンスで対応方針を決定するなどルールを明確にする。
- *職員研修や指導体制を充実させるために、学校・学年体制で生徒指導・生徒理解研修を実施する。
- 【取組等の点検】
 - *学校・学年体制で情報交換・情報共有を心がける。（特に、【共有ファイル】による早期共有を心がける）
 - *学校生活アンケートの結果を全職員で共有し、全職員で支援できるようにする。

【関係機関との連携】

- *警察（スクールサポーター）
- *ネットパトロール
- *サポートセンター、児童相談所
- *藤枝市教育委員会教育政策課、生徒指導担当、学校支援相談員、学校評議員、地域の有識者 等